

アナログ規制見直し工程表 凡例

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討								
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	
395	滋賀県草津市	会計管理者会 計課	目視	規則	草津市会計規則	第88条	(会計検査) 第88条 会計検査は、次に掲げる者に対して書面または 実地 に行うものとする。 (1) 主務課長 (2) 出納機関 (3) 資金前渡を受けた者 (4) 補助金、助成金、委託金等の交付を受け、または貸付けを受けた者 (5) その他特に必要があると認める者 2 前項の 検査 は、市長が必要のつど副市長その他の職員のうちから 検査員 を指名して行わせるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在) d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	電子データによる資料提出やリモート検査など、検査方法について、デジタル技術の活用を可能とすることを検討する。	令和11年3月 見直し完了時期 ／(「継続検討」の場合)再 検討時期

・見直しの対象となったもののうち、どの規制項目に該当したかを記載しています。

- ・目視
- ・実地監査
- ・定期検査・点検
- ・常駐・専任
- ・対面講習
- ・書面掲示
- ・往訪閲覧・縦覧
- ・FD等の記録媒体

・規制根拠は以下の区分に基づき分類しています。

規制根拠の分類		対応方針
(a)	国の法令等に基づいて定めている規制(都道府県の条例などに基づくものを含む)	国・県の動向を注視
(b)	自団体の条例などに基づいて定めている規制	市自らの判断で主体的に進める
(c)	国の法令などを参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	国・県の動向を注視

・抽出された条文/規定内容を、規制区分ごとに記載されています。
・赤字の部分がアナログ規制のキーワードとなる「単語」です。

・洗い出された条文の規制内容の類型・PHASE、および見直し後のPHASEが示されています。
○類型：規制の趣旨・目的ごとに細分化したもの
○PHASE：デジタル化の進捗度合い
※規制区分ごとの類型フェーズの詳細については、参考資料2に記載しております。

・見直しの方向性を以下の区分に分けて検討し、記載しています。

a 要見直し	a-1	条文の改正が必要
	a-2	通知の発出等による解釈の明確化が必要
	a-3	今後運用の変更のみを行う
b 見直し不要	b-1	現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)
	b-2	現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難)
c 見直し否	c-1	アナログ的な手段に限定することが適当
	c-2	活用可能な技術等が現時点で不存在
d 継続検討	d	継続検討

選択した見直しの方向性の詳細を記載し、その見直し予定時期について記載しています。